

1 議案名

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五第四項が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

高校教育課

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

高校教育課

1 徳島県学校運営協議会規則の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

協議会は徳島県立学校ごとに設置されており、対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関する基本的な方針について、協議会の承認を得るものとされている。

2 規則改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第4項が改正され、対象学校の校長が、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない事項として、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

3 規則改正の概要

当該対象学校の校長が、協議会の承認を得るものとされている学校運営に関する基本的な方針に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を加える。

4 施行期日(等)

令和8年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 高校教育課</p>
<p>担当者名 松山智一</p>	<p>電話番号 三一三九</p>
<p>提案(制定)理由 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六十八号)により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条の五第四項が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 対象学校の校長が、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得るものとされている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を加えることとした。 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>関係法規 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六十八号)</p> <p>予算上の措置</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認等）</p> <p>第十条 対象学校の校長は、次に掲げる当該対象学校の運営に関する基本的な方針について、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>一 学校経営方針</p> <p>二 教育課程の編成</p> <p>三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七條第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</p> <p>四 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校経営を行うものとする。</p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認等）</p> <p>第十条 対象学校の校長は、次に掲げる当該対象学校の運営に関する基本的な方針について、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>一 学校経営方針</p> <p>二 教育課程の編成</p> <p>三 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校経営を行うものとする。</p>